

租税条約で市県民税を直接対象としない外国政府職員、教授、留学生等に係る
令和 年度市・県民税免除に関する届出書

昭和 40 年 6 月 10 日自治府第 62 号自治省税務局長通達に基づき、次のとおり届け出ます。

令和 年 月

恵那市長あて

住民税の免除を受ける者	氏名			
	住所			
	個人番号			
	生年月日		年齢	
	国籍		入国年月日	
	在留資格			
	在留期間			
	入国前の住所			
	納税地		納税者番号	
在籍する学校、訓練を受ける事業所等	名称			
	所在地			
租税条約の規定に基づく所得税の免除について	所得税については、日本国と_____との間の租税条約第__条第__項により、租税条約に関する届出書を平成____年____月____日に税務署に提出して免除を受けています。			
免税となる所得	支払者名称			
	支払者所在地			
	所得の種類		支払金額	
	支払方法		支払期日	
その他参考となるべき事項				

※添付書類

- ・源泉徴収義務者が税務署へ提出した租税条約に関する届出書（税務署の受付印のあるもの）の写し
- ・在学証明書（学生である場合）
- ・事業等の修習者であることを証する書類（事業等の修習者である場合）
- ・交付金等の受領者であることを証する書類（交付金等の受領者である場合）

※注意事項

- ・提出期限は毎年 3 月 20 日（土曜日、日曜日の場合は翌月曜日）
- ・期限後の免除は受けられません。また、届出書は毎年提出していただく必要があり、提出がない年は免除を受けられません。